

令和4年 12月 定例農業委員会会議事録

芝山町農業委員会

## 【令和4年12月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和4年12月5日（月） 午後2時55分～16時55分

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

### ・農業委員会委員

3 番 藤 城 英 明

5 番 堀 越 幸 一

7 番 川 口 弘 子

11番 鈴 木 英 範

13番 岩 澤 勝 敏

6 番 吉 河 一 男

8 番 鈴 木 好 子

10番 小 川 勝 雄

12番 大 木 明 男

### ・農地利用最適化推進委員

14番 石 井 明

16番 土 井 正 裕

18番 内 山 祐 一

20番 萩 原 典 幸

15番 渡 邊 美 基

17番 土 屋 範 雄

19番 松 本 幸 雄

欠席委員

4 番 大 木 正 勝

9 番 堀 越 敏 幸

議 長

会 長 伊 藤 正 明

会長職務代理者 松 本 光 芳

事務局

書記 石 橋 将

書記（石橋） 14時55分～ 進行

定刻となりましたので、農業委員会定例総会を開催させていただきます。

本日は、12月農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。

それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長 挨拶

書記（石橋） ありがとうございます。

それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。

伊藤会長、議事進行をお願いいたします。

議長 本日の出席委員は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年12月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後2時55分）

議長 農業委員会議事規則第13条第2項の規定に

よりまして、議事録署名委員の指名を行ないます。6番 吉河 一男 委員、7番 川口 弘子 委員。両名を指名いたします。

議長 それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。

始めに、議案第1号、農地法第3条による所有権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

書記（石橋） それでは、議案第1号です。資料1をご覧ください。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

書記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第1号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第2号、農地法第5条による転用を伴う所有権移に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

書記（石橋） それでは、議案第2号です。資料2をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、太陽光発電施設用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地と判断できると思われま

す。次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であるとおもわれ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

書記（石橋） 議案第2号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第2号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法第5条による  
転用を伴う賃借権設定に関する件を議題と致  
します。

事務局の説明を求めます。

書 記 (石橋) それでは、議案第3号です。

資料3をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う賃借権  
設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと

おりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、資材置場・倉庫用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われま

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

書記（石橋） 議案第3号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。



議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第3号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第3条による  
所有権移転に関する件を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

書 記 (石橋) それでは、議案第4号です。  
資料4をご覧ください。

本件は農地法第3条よる所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。  
申請の理由は、耕作地拡張のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目につ

いて、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

書記（石橋） 議案第4号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明とおり、問題ございません。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明とおり、問題ございません。

議長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第4号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、農地法第5条による一時転用を伴う使用貸借による権利設定に関する件を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

書 記（石橋） それでは、議案第5号です。  
資料5をご覧ください。  
本件は農地法第5条による一時転用を伴う使用貸借による権利設定の申請です。  
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。  
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、車両通行路用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地と判断できると思われま

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

書 記（石橋） 議案第5号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 空港拡張に伴う移転代替区域（住宅整備）となるため地権者への丁寧な事前説明を依頼しました。その他、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 農業委員と同じであります。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第5号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第6号、農地法第4条による転用に関する件を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

局長（代理） それでは、議案第6号です。  
資料6をご覧ください。  
本件は農地法第4条による転用の申請です。  
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。  
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、貸駐車場用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われま

す。次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

書記（石橋） 議案第6号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第7号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

書 記 (石橋) それでは、議案第7号です。

資料7をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、宅地分譲付帯施設のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農振農用地の指定は無く、土地改良区の受益地ではないものの、農地の広がりがある10ha以上の規模の一団の農地であることから「第1種農地」と判断出来ると思われまます。なお、第1種農地の例外規定で、「隣接地と一体で同一事業を行うために農地転用を行う場合で、事業目的達成のために農地転用が必要と認められ、かつ、開発面積に占める第1種農地の割合が3分の1以下である場合」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

書記（石橋） 議案第7号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い

します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い  
します。

担当推進委員 排水については以前から疑問がありましたが  
十分に協議されているとのことですので、問題  
ないかと思えます。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第7号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第7号は原案どおり可決決定いた  
しました。

議 長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたし  
ました。

次に「その他」でございます。



事務局説明をお願いします。

書記（石橋） その他について、報告をする。

議長 各委員さんより何かございますか。  
(意見なし)

議長 以上をもちまして、令和4年12月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。  
委員の皆様、お疲れ様でございました